

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1 趣旨

第213回国会において成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）により、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）において指定地域共同活動団体制度が創設され（法第260条の49）、当該改正事項については、改正法の公布の日（令和6年6月26日）から起算して3月を経過した日から施行することとされている（同法附則第1項）。

2 改正の概要

法第260条の49第2項第3号において、市町村長が指定地域共同活動団体として指定することができる要件の一つとして、当該団体が、目的、名称、主としてその活動を行う区域等を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていることを備えていなければならない旨規定しているところ、その定款等に定める事項の内容を規定する。

3 根拠条文

法第260条の49第2項第3号

4 施行期日

令和6年9月26日（木）